

# フランス都市自治体の参加型予算をめぐる新動向

——2020年コミューン議会選挙後のレンヌ市の事例——

中 田 晋 自

- I はじめに
- II 2020年コミューン議会選挙とレンヌ市アペレ市長の再選
- III レンヌ市における参加型予算—その特徴と課題—
- IV むすび

## I はじめに

### (1) 問題の所在

#### 1. 「民衆集会」としての参加型予算

周知の通り、住民が自治体予算の一部の編成に参加する参加型予算を世界で初めて導入したのは、ブラジル南部の工業都市（人口約130万人）のポルト・アレグレ (Porto Alegre) 市であるが、この制度が同市で1989年に導入されて以降、ブラジル国内はもちろん、世界の都市自治体へと広がっていった<sup>1)</sup>。

この参加型予算は市民参加制度の一つであり、熟議民主主義・参加民主主義の分類においては、タウンミーティングに代表される「民衆集会 (popular assembly)」の一つに数えられる。民衆集会は、一般市民が自由に参加し、発言できる会議体である点において、メンバーを無作為抽出で選ぶことにより「社会の縮図」をつくり出す「ミニ・パブリックス (mini-publics)」とは基本性格が異なる。ただし、大都市での実施を想起すれば明らかのように、大規模政治体ではあまり現実的な手法とはいえない<sup>2)</sup>。

では、民衆集会としての参加型予算が抱える人口規模問題は、どのように回避されるのか。民衆集会式の市民参加制度である参加型予算は、これを導入した各自治体によりその実情に応じた修正がなされている。そのため、一義的な説明は容易でないが、例えば出岡直也が提示した次のような典型的モデルでその仕組みを確認することは可能である。すなわち、参加

型予算は、近隣地区や下位地域の単位の、誰でも参加できる住民集会选择が選好する予算配分先(予算の用途案)を決定するとともに、そこに集まった人数に応じた数(典型的には参加者10人毎に1人)の代議員が選出され、近隣地区レベルの代議員たちが今度はもう一つ上にある地域のレベルの会議を構成する。この地域のレベルの会議を構成する代議員たちが、そのまま市全体の会議のメンバーになる場合もあるし、地域のレベルの会議で市全体の会議への代議員が選出される場合もあるが、地域のレベルの会議で決定されるのは予算配分先の優先順位であるのに対し、市全体のレベルの会議で決定されるのは地域間の配分である<sup>3)</sup>。

このように、一般市民が自由に参加できる近隣地区の住民集会选择を基盤としつつ、そこで選出された代議員を媒介としながらボトムアップ方式で市民の要求を上レベルへと上げていく代表制と組み合わせることにより、参加型予算は大規模政治体でも実行可能となっている。

## 2. フランスにおける参加型予算の発展

近年フランスでも「参加型予算(budget participatif)」と呼ばれる市民参加制度を実施する都市自治体(フランスの基礎自治体にあたるコミューン(commune)<sup>4)</sup>)が登場している。

フランスのコミューンにおいて参加型予算を初めて導入したのは、サントメールらの調査に従えば、2001年におけるサンドニ(Saint-Denis)市とモルサンシュロルジュ(Morsang-sur-Orge)市が初めてであるとされる<sup>5)</sup>。さらに2014年のコミューン議会選挙<sup>6)</sup>以降になると、フランスの参加型予算に新たな局面が生まれ<sup>7)</sup>、パリ(Paris)市をはじめ、グルノーブル(Grenoble)市<sup>8)</sup>、メツ(Metz)市、レンヌ(Rennes)市といった大都市もそのリストに加わっている<sup>9)</sup>。イヴ・ブルソール<sup>10)</sup>によると、2014年の参加型予算はフランス全体でわずか6件であったが、その後80件に拡大し、参加型予算の実施自治体には、人口の10%にあたる600万人あまりの人々が居住しているという(2019年の論考)。

2014年のコミューン議会選挙以降拡大しているフランスの参加型予算は、1989年のポルト・アレグレ市から始まる民衆集会式のそれとは異なり、住民が意中の予算用途案に投票する意向投票式で実施されている。本稿が考察の対象とするこの意向投票式の参加型予算は、この手続きへの参加を同国の有権者に限定せず、18歳未満の未成年やヨーロッパ市民権を

有しない非ヨーロッパ系の外国人にも参加の道を開き、すべての住民が対等平等であるという意味で「水平モデル(modèle horizontal)」と呼ばれる(フランス都市自治体の参加型予算における意向投票式水平モデルの拡大)。そしてこれに対置される「ピラミッド・モデル(modèle pyramidal)」は、住民や住民グループが集会や会合等での討議を通じて使途案に優先順位をつけ、代議員を通じてその討議結果を自治体当局に伝達するボトムアップ方式のものであり、まさに民衆集會式の参加型予算がこれに該当する<sup>11)</sup>。ブルソールのデータによると、参加型予算を実施しているフランスの都市自治体のうち、後者のモデルを採用しているのは10%にとどまるという<sup>12)</sup>。

## (2) 問題提起

バケ、レイ、サントメールは、世界の諸都市で実践されている都市参加民主主義の国際比較分析を総括し、「5つの都市参加民主主義モデル」(【資料1】参照)を提示しているが、フランスの住区評議会制に代表される「近隣民主主義」モデルと、ラテンアメリカやスペイン・イタリアの参加型予算に代表される「参加民主主義」モデルとの決定的な違いは、それぞれの枠組みに参画する市民に対し、予算編成への関与を認めているか否かであるとされる<sup>13)</sup>。こうした文脈から、フランスの住区評議会制<sup>14)</sup>には、構造的な限界性があるとされてきた。

### 【資料1】「5つの都市参加民主主義モデル」

「経営者」モデル	「市民参加による近代化」モデル	「近隣民主主義」モデル	「エンパワーマメント」モデル	「参加民主主義」モデル
東欧、第三世界、アングロサクソン地域：経済的アクター優位の官民協力	北欧、ニュージーランド、ドイツ、英国：公共サービスの受給者としての市民のための行政改革	フランス(住区評議会制)、ヨーロッパ全体へ普及	第三世界、アングロサクソン地域：国家がみるべき役割を果たさないか、財力のあるNGOが参加プロセスを主導	ラテンアメリカ(ブラジルのポルト・アレグレ)やスペイン・イタリアでの「参加型予算」の事例

【出典】 Marie-Hélène BACQUÉ, Henri REY et Yves SINTOMER (dir.), *Gestion de proximité et démocratie participative : Une perspective comparative*, La Découverte, 2005, pp. 293-299.

ただし、フランスの都市自治体においても、様々な形態をとった参加型予算が実施されるようになってきている以上、同国も「参加民主主義」モデル(参加型予算)を実践する国の一つと位置づけ直した上で、むしろ同国で近年実施されている参加型予算にはどのような特徴があり、どのような課

題を抱えているのかを明らかにしていくことが重要となろう。

本稿では、フランス北西部の中規模都市レンヌで実践されている参加型予算を、意向投票式水平モデルの実践事例として取り上げる。レンヌ市は、ブルターニュ半島東部内陸に位置する人口22万人あまり<sup>15)</sup>のコミューンであり、イレヴィレーヌ (Ille-et-Vilaine) 県の県都、そして同県を含むブルターニュ地域圏の州都でもある。2020年のコミューン議会選挙では、2014年選挙以来、同市を率いている社会党 (以下PSと表記) のナタリー・アペレ (Nathalie APPÉRÉ) 市長が再選され、同市政下の2015年に制定された「地域民主主義に関するレンヌ憲章」を改定した「地域民主主義と市民参加に関するレンヌ憲章」が2021年に公表されている<sup>16)</sup>。

同市政が地域民主主義・市民参加政策を重視していることは、その第1期から市民参加制度や関連する諸手続きの整備に力を入れ、それらに「市民工房 (La fabrique citoyenne)」<sup>17)</sup>と呼ばれる共通のラベルを付していることから窺い知ることができる。それらのなかでも参加型予算は同市政の中核的な施策であり、レンヌ憲章の改定後初めての実施となった2022-2023年のそれが第6回<sup>18)</sup>となっている。

本稿では、この直近の参加型予算を主たる考察の対象とするが、例えば4か月間にわたる「共同構築」段階の設定や子ども向け参加型予算の新設など、今回からの新たな取り組みに焦点を当てて検討を進めていく。上述の出岡は、ポルト・アレグレ市から始まる民衆集會式ピラミッド・モデルの参加型予算を分析するなかで、その優位点を市民による集団的な討議に見ているが、レンヌ市のアペレ市政は、市民による集団的な討議が意向投票式水平モデルのそれでは決定的に欠如しているとの問題意識を持って、前者(「共同構築」段階の設定)に取り組んでいるとされる。本稿では、こうした取り組みが、どのような意味で、市民による集団的な討議の欠如問題への対応となっているのか、考察していきたい。

### (3) 本稿の目的と構成

以上のような問題意識から、本稿の目的は、フランスの都市自治体における参加型予算の近年の動向を、とりわけ2020年コミューン議会選挙後のレンヌ市における実践事例をもとに明らかにしていくことにある<sup>19)</sup>。

そこでまず第II節では、2020年コミューン議会選挙の結果を全国とレンヌ市という2つのレベルで確認することで、この選挙で再選された同市

のアペレ市政にエコロジー政党「欧州エコロジー・緑の党」(以下 EELV と表記) が参画している経緯を明らかにするとともに、この EELV が地域民主主義・市民参加に対してどのようなスタンスをとっているのかを、同年の選挙(レンヌ市)に向けた同党の政策のなかで確認し、アペレ市政において地域民主主義・市民参加政策が占めている位置づけを説明する。

続く第Ⅲ節では、レンヌ市における直近の参加型予算がどのように実施されたのかを、2021年改定版のレンヌ憲章や同市の公式サイトを参照しつつ、筆者が2023年8月に同市で実施した現地調査(市の担当助役からの聞き取り)の成果なども踏まえながら、明らかにしていく。その上で、意向投票式水平モデルの参加型予算が有する問題点に対して、同市ではどのような工夫がなされているのか、解明を試みる。

## II 2020年コミューン議会選挙とレンヌ市アペレ市長の再選

### (1) 2020年コミューン議会選挙(3月・6月)の結果

フランスにおけるコミューン議会の選挙制度は、人口1,000人以上かそれ未満かで異なるが、全体の3割弱(およそ1万コミューン)にあたる前者の場合には、名簿式比例代表2回投票制で実施され、各党派が提出した候補者リストの筆頭者が当該党派にとっての市長候補者となる(改選後最初の議会で議員の互選により市長を選出)<sup>20)</sup>。第1回投票の結果、過半数を獲得したリストがあれば当該リストがない場合でも、一定の条件を満たして第2回投票に進出したリストのなかで最多得票のものが、まず半分の議席を獲得し、残り半分の議席については、当該リストを含む各リストの得票率に基づき比例配分される。

2014年3月以来となる2020年のコミューン議会選挙は、当初同年3月の15日と22日に投票を実施する予定であった。しかし、COVID-19の感染が拡大するなか、第1回投票は予定通り実施されたものの、第2回投票の実施は延期され、結局実施されたのは6月28日のことであった<sup>21)</sup>。

この選挙は、フランスの本土と海外県にある34,968(2020年1月1日現在)のコミューンで実施された<sup>22)</sup>。その投票結果からみると、この年のコミューン議会選挙はEELVの伸張により特徴づけられる。EELVは、第1回投票において主要な地方都市を含む122のコミューンで伸張し、第2回投票への進出を決めた(前回は21コミューン)。EELVがすでに市政を掌

握しているグルノーブルやストラスブール以外にも、リヨンや左派との共同リストで臨んだマルセイユの第1回投票でトップに立ち、リールとレンヌで2位につけた。本稿が考察の対象とするレンヌでは、第2回投票に向けて現職市長アペレのPSリストとEELVリストの統合が実現し、第2回投票で勝利を取めた（EELVは市長与党）。他方リール市では、第1回投票で1位につけた現職市長マルチヌ・オブリ（Martine AUBRY）率いるPSのリストとの統合は実現せず、EELVは野党の地位で活動することになった（12議席）。結局、グルノーブルやストラスブールはもちろん、リヨンやマルセイユにおいても、PSリストとの統合をおこなうことなく、EELVは単独で第2回投票に勝利し、市政を維持・獲得している。

その他では、ナショナル・ポピュリスト政党「国民連合」（旧「国民戦線」、以下RNと表記）が、南仏ペルピニャンで勝利し、初めて人口10万人以上の都市の市政を獲得するなどの結果を残したが、他方エマニュエル・マクロン（Emmanuel MACRON）大統領の「共和国前進！」（以下LREMと表記）やドゴール派の「共和党」（以下LRと表記）、PSは総じて苦戦することになった<sup>23)</sup>。

ともあれ、「緑の波（une vague verte）」と評された環境保護派の躍進こそが、2020年のコミューン議会選挙に関して確認しておくべき特徴であり、レンヌ市においてもその一端が確認できる。

## (2) レンヌ市におけるアペレ市政（社会党）の再選

レンヌ市における2020年のコミューン議会選挙は、2014年の選挙で勝利し、同市では初の女性市長となったPSのアペレが再選を果たす場となった。人口がおよそ22万人（上述）の同市におけるコミューン議会選挙は、人口1,000人以上のコミューンに適用される名簿式比例代表2回投票制で実施されたが、今回の選挙には、9つのリストが立候補し、61議席をめぐってたたかわれた<sup>24)</sup>。

第1回投票では、アペレ率いる左翼連合リストが得票率32.78%でトップに立ったものの、過半数の獲得には至らなかったため、第2回投票に進むことになった。その際には、第1回投票で25.37%を獲得したマチュー・トゥリエ（Matthieu THEURIER）率いるEELVリストとの統合を図り、第2回投票では65.35%を獲得して勝利を取めた（【資料2】参照）。

その結果、アペレ陣営が議席率83.60%の51議席を獲得し、アペレ市長

【資料2】レンヌ市の選挙結果（2020年コミューン議会選挙）

リスト筆頭者 (市長候補者)	党派	リスト名	第1回 投票 (%)	第2回 投票 (%)	獲得 議席数
Nathalie APPÉRÉ	左翼連合	POUR RENNES AVEC NATHALIE APPÉRÉ	32.78	65.35	51
Matthieu THEURIER	EELV	Choisir l'écologie pour Rennes	25.37	—	—
Carole GANDON	共和国前進!	RÉVÉLER RENNES	14.29	17.49	5
Charles COMPAGNON	左翼諸派	LIBRES D'AGIR POUR RENNES	12.21	17.16	5

出典：Le Monde, « MUNICIPALES 2020 : ENJEUX ET RÉSULTATS : Annecy ».

※立候補した9つのリストのうち、第2回投票に進出した4つのみを掲載（THEURIER 陣営のリストは APPÉRÉ 陣営のリストと統合）。

※ EELV: Europe Ecologie Les Verts（欧州エコロジー・緑の党）

の再選が確定した。

その後、8月3日に開催された改選後最初のレンヌ市議会では、リスト筆頭者のアペレを市長に再選するとともに、同市長は与党議員のなかから21名の助役を指名し、第19助役に指名された EELV 所属のグザヴィエ・デモ（Xavier DESMOTS）が「地域民主主義」を担当することになった。

### (3) 「レンヌ憲章」改定の背景

上述のように、「地域民主主義と市民参加に関するレンヌ憲章」（2021年版）は、2020年のコミューン議会選挙で再選されたレンヌ市のアペレ市政下で策定された「地域民主主義に関するレンヌ憲章」（2015年版）の改定版である（以下、これら2つをいずれもレンヌ憲章と表記し、策定・改定された年号で区別する）。

コミューン議会選挙後の第1回議会において、各議会は互選により市長を選出し、続いて市長が助役として指名した議員について信任投票を実施する。上記の2つのレンヌ憲章は、いずれもコミューン議会選挙に向けてアペレ陣営が掲げた公約に基づいており、取りまとめ作業を担当した地域民主主義担当助役は、いずれも社会党と連立を組む EELV 所属の議員であった。その意味で、同憲章は連立与党として EELV が同市政に参加していることの証しとも言える。

実際、EELV のトゥリエ陣営は2020年コミューン議会選挙に向けた政策のなかで、レンヌ市独自の住民投票制度や市民陪審制度の導入など、地域



民主主義や市民参加を強化するための施策を提案していたし、本稿が関心を寄せる参加型予算については、「レンヌ・メトロポール<sup>25)</sup>のレベルでのエネルギーに関する参加型予算 (budget participatif de l'énergie) の実施」と「参加型予算の拡充および学校での参加型予算 (budget participatif des écoles) の創設」の2つに取り組むとしていた。PSのアペレ陣営も「参加型予算の拡充 (multiplier)」を掲げているものの、EELVが提案している「学校での参加型予算」は次節で詳細に検討する「子ども向け参加型予算」へと繋がっているものと考えられるだけに、参加型予算に関する限り、EELVの方がより具体的である<sup>26)</sup>。

レンヌ憲章(2021年改定版)の冒頭に置かれた市長と地域民主主義担当助役の連名によるまえがき「デモクラシーを民主化する」によれば、レンヌ憲章を策定することになった背景には、同市政第1期(2014-2020年)における取り組みから教訓を引き出し、これに基づいてその内容を見直すといった目的にとどまらない、次のような問題意識があるとされる。すなわち、それは、近年の公職選挙における棄権率の増大であり、こうした有権者の政治不信をどのように払拭するのかという課題のことである。そのため同市政は、レンヌ市の自治体政策に関する市民たちの集団的知性(intelligence collective)<sup>27)</sup>や生活知(expertise)<sup>28)</sup>をより積極的に活用したいと考えており、これまで公的な論議から最も遠いところにいた人々(小中学生、高校生、大学生、障がい者、孤立者、高齢者など)に対し、情報提供や啓発を積極的におこなうことで、より多くの住民を自治体活動に巻き込んでいき、その行動能力の開発を目指しているとされる。

レンヌ憲章の改定作業は、上述のように、2020年コミュニケーション議会選挙に向けたアペレ陣営の公約に基づくものであったが、具体的には5つのテーマ(市民参加促進のための教育、広報、参加型予算、住区評議会、新しい市民参加ツールの開発)について、それぞれアトリエが組織され、レンヌ市の住民・市議・市職員が参加する2~3回の会合が開催されたという<sup>29)</sup>。

これら5つのテーマのうち、本稿では、その関心に従い、参加型予算についてどのような改善が図られ、実際どのような実施・運用がなされているのかに絞って、検討を進めていく。



### III レンヌ市における参加型予算—その特徴と課題—

#### (1) レンヌ憲章（2021年改定版）における参加型予算の位置づけ

レンヌ市の参加型予算は、2015年版のレンヌ憲章で規定され、その第1回が2015年11月から2016年3月にかけて実施された<sup>30)</sup>。2021年改定版においても、市民参加監査室（Observatoire Conseils de quartier de la participation citoyenne）や住区評議会（Conseils de quartier）などの市民参加組織とともに、参加型予算が重要な市民参加ツールの一つとして提示され、そこではこの市民参加制度の目標や組織編成が説明されるとともに、第6回（2022–2023年）の実施に向けた留意点についても言及がなされている。

すなわち、参加型予算の目標については、地元の社会・経済アクターと住民に向けた包摂やアウトリーチ、教育、そして公平性の促進にあるとされ、この取り組みを通じて、すべての住民の参加促進を目指すこととされている。そうした取り組みを通じて、同市政は、若者や参加手続きから最も遠い人々（上述）の参加にとりわけ留意するとされ、また都市政策<sup>31)</sup>の優先地区にも注意が払われるとされている。

なお、この2021年改定版には、これまで実施されてきた参加型予算とは別に、子ども向け参加型予算（Budget participatif des enfants）の実施が定められている<sup>32)</sup>。参加型予算（一般向けおよび子ども向け）の用途は、レンヌ市とレンヌ・メトロポールが有する権限の範囲内にある自治体諸政策と関連したものに限られるが、両者を合わせた予算総額は年間350万ユーロと定められている（予算の配分については後述）。

他方、参加型予算を実施するための組織として、参加型予算モニタリング委員会が設置されているが、そのメンバーは、レンヌ市議、地元アソシアシオンの代表、市民評議会<sup>33)</sup>の代表、住区評議会の代表、諮問委員会<sup>34)</sup>の代表など、多種多様であり、市民ボランティアなどの協力も想定される。

この参加型予算モニタリング委員会は、次のような任務を担うとされる。

- 必要な情報やアドバイス、サポートを提供することで、アイデアの創出、あるいは、プロジェクトの共同構築や提案を奨励するとともに、プロジェクトの推進者、各住区の社会・経済アクターや住民（住区評議会、住区のアソシアシオン）の間のつながりを奨励する。
- 参加型予算から生まれたプロジェクトの可視化と評価の向上。

- ウェブサイトなどの利用可能な広報手段を通じた、参加型予算に関与する諸アクターの価値付け。
- 実現したプロジェクトへの支援と価値付けの両面で、プロジェクトの新旧リーダー間での知識の共有の奨励。

また、2021年改定版では、参加型予算に関して次のような改善や配慮をおこなうとしている。

- 参加型予算モニタリング委員会とレンヌ市およびレンヌ・メトロポールの部局の支援を受けて、参加型予算の運用を明確にするための参加型予算規則を制定する。
- 紙媒体とデジタル媒体を用いることで、すべての人が読みやすく、アクセスしやすく、理解しやすいよう配慮する。
- 参加型予算モニタリング委員会の合意のもと、継続的な改善の原則に基づいて同委員会にこの規則の評価を依頼する。
- 刷新されたモニタリング委員会にこの仕組みのモニタリングを委託する。

## (2) 参加型予算2022-2023（一般向け）の実施

### 1. 全体の制度枠組み

上述のように、レンヌ市の参加型予算は、第1回（2015-2016年）以降、6回実施されている（直近は2022-2023年<sup>35)</sup>。第5回までの予算規模は、2015年版のレンヌ憲章に基づき、市の投資的予算（当該年度）の5%相当額とされ、結果として350万ユーロの予算で実施されてきた。他方、同憲章の2021年改定版を見ると、参加型予算（一般向け・子ども向け）に割り当てられる投資予算は上述のように「年間350万ユーロ」と明記されており、各年度の財政状況から影響を受けにくい構造に改められている。この350万ユーロのうち、今回試行的に実施された子ども向け参加型予算に5万ユーロが割り当てられ、残りの345万ユーロが一般向けの参加型予算に配分された。

一般向けの参加型予算に配分される345万ユーロについては、さらに次の2つのカテゴリーに振り分けられる。

- 1) 市全体や複数の住区が関わる大規模プロジェクト：総額55万ユーロ、各プロジェクトの上限額は30万ユーロ
- 2) 近隣プロジェクト：それぞれの圏域は市内に14ある住区評議会の

区画に相当

- 都市政策の優先地区（【資料3】で※を付した5つの住区）内のプロジェクト：各地区の上限額は22万ユーロ
- 上記以外の住区（9つの住区）について提案されたプロジェクト：各住区の上限額は20万ユーロ

【資料3】 レンヌ市内にある14の住区と6つの近隣支部

住区名	近隣支部名
La Pommeraie	Sud-Est
Le Blossne <sup>※</sup>	
Sud Gare	Sud-Ouest
Bréquigny <sup>※</sup>	
Thabor — Saint Hélier — Alphonse Guérin — Baud-Chardonnet	Centre
Centre	
Bourg L'évesque — La Touche — Moulin du Comte	Ouest
Cleunay — Arsenal-Redon — La Courrouze <sup>※</sup>	
Beauregard	Nord-Ouest
Saint-Martin	
Villejean <sup>※</sup>	
Jeanne d'Arc — Longs Champs — Beaulieu	Nord-Est
Bellangerais	
Maurepas <sup>※</sup>	

【注】 ※の付いた住区は都市政策上の優先地区

この参加型予算に用途案を提出できるのは「レンヌでの事柄 (la vie rennaise) に関わりを感じているすべての人」であるとされ、レンヌ市内に居住しているか否かに関係なく、年齢や国籍についても不問であり、個人単位でもグループ単位（住民グループ、アソシアション、住区評議会など）でも良いことになっている。

ただし、提出する用途案の内容については、次のような条件が付されている。

- 1) レンヌ憲章の諸価値に適合したものであること
- 2) レンヌ市の諸権限ないしレンヌ・メトロポールに委任された諸権限の範囲内にあること
- 3) 投資的支出であること

まず、2) でいう諸権限とは、具体的には下記の9点であるとされる。

1. 緑地、都市の自然、生物多様性
2. 交通とモビリティ
3. エネルギーとエコロジーの転換
4. 公共空間とストリートファニチャーの開発、遺産保全の強化
5. シティズンシップ、ソーシャル・イノベーション、デジタル・イノベーション
6. 健康、高齢者、障がい者、連帯
7. 教育、子ども、若者
8. 文化、レジャー、スポーツ
9. 都市の公衆衛生、廃棄物の削減

次に、3)でいう投資的支出として、具体的には「レンヌ市またはレンヌ・メトロポールに帰属する建物または公共スペースに関する改修または工事の実施」と「設備の購入」が例示され、逆に、ここで提案されるプロジェクトは「その運営にかかる費用を地方自治体に対して発生させることはできない(継続的なメンテナンスと維持管理を除く)」とされている。

各プロジェクトの得票総数は、ネット投票と投票用紙での投票の合計により決定されるが、次に示す2つのカテゴリーで最も多くの票を獲得したプロジェクトが採択となる。

- 1) 市全体のための大規模プロジェクト：割り当てられた予算(総額55万ユーロ)がなくなるまで、最も多くの票を獲得したプロジェクトから順に採択となる。
- 2) 近隣プロジェクト：各住区に割り当てられた予算(都市政策の優先地区は22万ユーロ、その他は20万ユーロ)がなくなるまで、最も得票の多かったプロジェクトから順に採択プロジェクトとなる。

それぞれの予算枠を超えるプロジェクトは採択されず、予算枠に収まる次に得票数の多いプロジェクトが繰り上げ採択となる(各プロジェクトの上限額：市全体については30万ユーロ、近隣については22万ユーロまたは20万ユーロ)。

参加型予算に割り当てられた予算(350万ユーロ)がすべて使用されなかった場合、各予算枠の残額が合算される。そして、この残余予算は上記2つのカテゴリー(市全体と近隣)に関係なく、最も得票数の多かった未採択のプロジェクトに配分される。当該プロジェクトが残余予算の上限を超える場合は除外され、次に得票数の多いプロジェクトが採択される(常

に残余予算の範囲内)。

第6回となるレンヌ市の一般向け参加型予算2022-2023は、【資料4】に示されたスケジュールですでに実施されている。

【資料4】レンヌ市一般向け参加型予算2022-2023の実施スケジュール

期間	内容	対象となった 使途案の件数
2022年10月	使途に関するアイデアの募集	193件
2022年11月～2023年2月	共同構築（アイデア・マーケット）	
2023年2月13日～2月28日	使途に関するプロジェクトの正式登録	209件
2023年3月	市当局による審査（実現可能性・予算見積もり）	
2023年5月13日～6月4日	投票（ネット投票および投票用紙による投票）	107件
2023年6月9日	投票結果の発表（優先順位に基づく採否の確定）	64件

## 2. 使途に関するアイデアの募集と「共同構築」段階の設定

より多くの市民の参加を促す観点から、第6回の参加型予算では、従来とはやり方を一部変更している。すなわち、市民から提出される使途案はアイデア・レベルでよいとした上で、その後の4か月間を「共同構築」段階と位置づけ、提案者がそれぞれのアイデアをプロジェクトのレベルへと昇華していくための期間としたのである。

その際、「アイデア・マーケット (marchés aux idées)」と呼ばれるイベントが開催されている。その目的は、アイデアやプロジェクトを持つ他の人々、あるいは、地元住区の様々なアソシエーションや住民と広く意見交換する機会を提供し、集団的討議に基づくより協同的なプロジェクトの形成を促進することにあるとされる。

市民がアイデアやプロジェクトを持ち寄ることを想定したこのイベントは、その規模に合わせて、2つのカテゴリーが設定された。すなわち、ある特定の住区に関する事業については、市内に6つある近隣支部のうち、当該住区が所在している支部で開催されるアイデア・マーケットにおいて、複数の住区に関係するような大規模事業については、市レベルで開催されるそれにおいて、それぞれ意見交換をおこなうこととされ、2023年1月には、アイデアとプロジェクトに関する最終マーケットが住区横断的 (inter-quartier) レベルで開催された。

今回から試みられている新しい取り組み、すなわち「共同構築」段階の設定とその4か月間における「アイデア・マーケット」の開催は、意向

投票式水平モデルの参加型予算が潜在的に抱える問題点を克服していく、一つの契機となる可能性があるだけに、本稿にとっては極めて重要な論点である。この点については、本節の最後（第4項）で改めて取り上げたい。

### 3. 市当局による実現可能性等の審査

参加型予算のプロセスは、次に市民たちから提案された使途案について、市当局が審査をおこなう段階へと進んでいく。レンヌ市と必要な場合にはレンヌ・メトロポールの専門部局が担当するこの作業では、それぞれの使途案の実現可能性や必要となる費用の見積もり等がおこなわれる。

こうした審査における基準は市の公式サイトで公表されている、以下の5点である。

- 1) 一般利益およびレンヌ憲章の諸価値への適合性
- 2) レンヌ市の諸権限ないしレンヌ・メトロポールに委任された諸権限への適合性
- 3) 集団的目的性：恩恵を受ける、または影響を受ける人々の数
- 4) 持続可能な開発（社会的・環境的基準、社会的有用性、持続可能性）
- 5) プロジェクトの推進者は当該プロジェクトの実施コストや経済的支援から個人的な金銭的報酬を得てはならないこと

この審査の段階において、プロジェクト推進者はレンヌ市やレンヌ・メトロポールの関係部局から連絡を受け、プロジェクトの中身を説明することで、その分析に協力することができる。

### 4. 投票（ネット投票および投票用紙による投票）

年齢や国籍に関係なく、レンヌに居住するすべての人が投票できるとき、投票の意志を有する人は、それぞれ「市民工房」のサイト（参加型予算のページ）で登録をおこない、アカウントを取得する。なお、デジタル化に対応できない人のため、紙の投票用紙による投票が認められている。

また今回の参加型予算から、投票者は投票に付されたプロジェクトのうち3～10件の範囲で意中の使途案を選び、投票しなければならないことになった。従来は一人一票で実施されていたが、これでは各投票者にとって利益になる1件のプロジェクトしか選択できず、住区や市全体にとって利益となるプロジェクトを選定するという思考にならないためである<sup>36)</sup>。

投票は、2023年5月13日から6月4日までの約3週間を使って実施さ

れ、投票に参加した3,769名が、合計で20,399票（ネット投票16,781票＋投票用紙3,618票）を投じた。2023年6月9日にその投票結果とプロジェクトの採否が発表された（今回採択されたのは64件）。

### (3) 参加型予算2022-2023（子ども向け）の試行

#### 1. 実施に至った経緯

レンヌ市の公式サイトによれば、一般向け参加型予算と同様、子ども向け参加型予算も、子どもたちの生活環境を改善するためのプロジェクトへの資金提供を目的とした投資的予算であるとされる<sup>37)</sup>。

参加型予算への参加を通じて、子どもたちが政策決定の仕組みを実践的に学ぶ機会を提供してはどうかという、あるレンヌ市議の提案から始まったこの取り組みは、「市民工房」のサイト（子ども向け参加型予算のページ）での説明によれば、子どもたちのためのより実践的なシティズンシップ教育、あるいは、子ども目線のまちづくりといった論点に考慮した結果であるとされる。ここで目指しているのは、行動を通じた市民教育の強化であり、子どもたちが都市生活のなかで行動する力を養うことであるという。

#### 2. 全体の制度枠組み

試行的な実施となった2022-2023年の子ども向け参加型予算では、参加型予算全体に配分された350万ユーロのうち、5万ユーロが配分され、レンヌ市内のブレクニー（Bréquigny）住区の子どもたち900名が参加した。合計10件のプロジェクトが提案され、最終的には5件のプロジェクトが投票に付され、合計で1,603票が投じられた<sup>38)</sup>。

この子ども向け参加型予算に用途案を提出できるのは、次の条件を満たすすべての子どもとされる。

- 1) 2022年12月31日時点で6歳以上11歳以下か、小学生レベルか、あるいはその両方
- 2) ブレクニー地区に在住または在学（国公立学校、家庭教育、専門施設、その他）していること
- 3) 事前登録していること：2人以上の子どもからなるグループでなければならない
- 4) 教育を目的とする団体（アソシアション、公立ないし私立の学校、レジャーセンター、医療・社会施設、その他）の支援があること



他方、子ども向け参加型予算に投票で参加できるのは、上記の1)と2)をいずれも満たしている子どもたちである。

また、一般向けの参加型予算と同様に、提出する使途案の内容については、幾つかの条件が付されている。

- 1) レンヌ憲章の諸価値と市の地域教育計画 (Projet Éducatif Local) の指針に適合したものであること
- 2) プロジェクトが子どもたちによって提案されたものであること (プロジェクトの審査は、市の教育・子ども局が担当し、子どもたちがプロジェクトの開発に参加していたのか確認する)
- 3) レンヌ市の諸権限ないしレンヌ・メトロポールに委任された諸権限の範囲内にあること
- 4) 投資的支出であること

この3)でいう諸権限については、一般向けの参加型予算と同様、9つの分野が提示されている。また、5)でいう投資的支出についても、一般向けの参加型予算と同様の例示がなされている。

さらに興味深いのは、「市民工房」のサイト(子ども向け参加型予算のページ)において、「支援組織の役割」が明記されていることである。それによると、支援組織は次の5点を実施するとされる。

- 1) 子どもたちに参加型予算のことを知らせる
- 2) 子どもたちの話を聞き、子どもたちの生活環境を改善するためのアイデアを表現可能にする
- 3) 子どもたちのアイデアをプロジェクトへと移行させる手助けをする
- 4) 子どもたちがどのように参加したのかを明記した上で、子どもたちとともにプロジェクトを提出する
- 5) プロジェクト・フォーラムに参加する

次にプロジェクトの地理的な範囲であるが、ここでは以下の4点が示されている。

- 1) レンヌ市内に所在し、レンヌ市またはレンヌ・メトロポールの資産の一部であること
- 2) プロジェクトは、住区という子どもたちの生活場所、言い換えれば、子どもたちがアクセスしやすく、(まずは)自分が居住する住区や隣接する住区で計画を立てることができるとようなスペースに設置さ

れなければならないこと

- 3) 施設の利用者だけでなく、地域住民にもアクセス可能で、開かれたものである限りにおいて、プロジェクトは施設内の事業でもよいこと
- 4) プロジェクトは、子どもたちのみに資するものでも、他の地域住民により広く資するものでもよいこと

なお、今回の子ども向け参加型予算に配分された予算の規模は、上述のように、5万ユーロであったが、プロジェクト1件あたりの上限額も同額の5万ユーロとされている。

子どもたちのプロジェクトは、2023年2月1日から28日までの間に、各支援組織によりオンラインで提出されたが、提出されたプロジェクトは、2023年3月1日から24日までの間、レンヌ市とレンヌ・メトロポールの専門部局によって審査されている。その際の基準は、上で述べた一般向け参加型予算と同一のものである。

小学校中級科1年生〔日本の小学4年生〕の子どもたちが過半数を占める子ども向け参加型予算モニタリング委員会は、この市民参加制度の円滑な運営と透明性の確保を保証するとされ、投票に付されるプロジェクトのリストの検証にも関与している。プロジェクトに関する投票は、2023年5月9日から12日まで、当該住区内の学校で紙の形式でおこなわれた。投票用紙は、学校を通じて子どもたちに配布され、子どもたちが複数回投票しないよう、投票者リストが作成された。

最も多くの票を集めたプロジェクトが採択となるが、それ以外のプロジェクトについても、得票数と資金調達可能額に基づいて選考がおこなわれる。予算総額の上限を超えてしまうプロジェクトは除外され、次に得票数の多いプロジェクトが選考の対象となる。

今回が初めての試みとなった子ども向け参加型予算2022-2023は、【資

【資料5】レンヌ市子ども向け参加型予算2022-2023の実施スケジュール

期間	内容	対象となった 用途案の件数
2023年2月9日～2月28日	用途に関するプロジェクトの正式登録	10件
2023年3月1日～3月24日	市当局による審査（実現可能性・予算見積もり）	10件
2023年5月9日～5月12日	投票（学校での投票用紙による投票）	5件
2023年5月23日	投票結果の発表（優先順位に基づく採否の確定）	2件

料5】に示されたスケジュールで実施されている。

### 3. 今回の反省点と今後の展開方法

レンヌ市によれば、ブレキニー地区での今回の試行に一定の評価が与えられた場合は、他の住区にも拡大していく計画であるとされるが、次回については別の1地区で実施する予定であるという。子どもたちにとっては、一連のプロセスが長く、それが負担になっていたことから、次回はより短期間でそのプロセスが完了するよう改善する予定とのことである。他方、その実施に協力する当該住区の学校関係者や地元アソシエーションのメンバーにとっても、この事業は非常に負担が大きいことから、全市で毎年実施することは現実的に不可能であり、各年度多くても3つの住区での実施に抑え、4～5年で一巡するようなローテーションを考えているという<sup>39)</sup>。

## (4) 意向投票式参加型予算が抱える課題と改善の試み

### 1. 自由参加の原則に基づく市民の集団的な討議の欠如

すでに本稿の第1節で整理したように、1989年のポルト・アレグレ市から始まる民衆集会式の参加型予算とは異なり、レンヌ市をはじめ、近年フランスの都市自治体で実施されている意向投票式水平モデルの参加型予算では、事前登録した住民が意中の用途案に投票し、これを集計することで、用途案の順位付けがおこなわれている。この意向投票式水平モデルの参加型予算は、用途案が提案される前にも、またその後にも、自由参加の原則に基づいて一般市民が集団的討議に参加する局面が欠如している点に、民衆集会式との最大の違いがある。

民衆集会式の参加型予算は、上述のように、一般市民が自由に参加できる「民衆集会」的な会議体（近隣地区の住民集会）を基盤としつつ、代議員を媒介としながらボトムアップ方式で一般市民の要求を上レベル（地域レベルや市全体の会議）へと上げていく制度であるが、上述の出岡はこれを市民の参加や討議を促進するものとなっているかという「制度デザイン」の観点で、世界の諸都市における実践事例を比較考察している<sup>40)</sup>。

興味深いことに、ポルト・アレグレ市などブラジルで成功例とされている参加型予算制度の特徴を明らかにするため、他国の都市自治体で「参加型予算」として導入された制度との比較を試みた研究を参照すると、スペインの2つの自治体では民衆集会が一度開催されるのみであり、イン

フォーマルなカタチで近隣地区レベルの集会在数多く開催されるブラジルの成功事例とは対照的な結果となっているとされる。そして、地域レベルの集会への参加者数が多い近隣地区ほど、その地区の希望が満たされやすいという一定の競争原理さえも取り入れているブラジルの参加型予算の制度デザインに、出岡は市民の参加を促進するという意味での優位点を見出している。

ただし、参加型予算の一連のプロセスにおける民衆集会の開催頻度が、そのまま市民による集団的な討議の質を保証するものではないことについては、確認しておく必要がある。例えば、ポルト・アレグレ市などの事例では近隣地区レベルのインフォーマルな集会在盛んに開催されていることが、研究者たちから高く評価されるが、逆に特定の集団や発言者によりコントロールされる危険性があるのではないか、あるいは、予算に関する専門的な知識の面で格差があるため、集会や会合では自治体当局が主導権を握りがちになり、結果として住民参加の意義が薄れてしまうのではないかといった懸念がある。こうした懸念に対して、参加型予算の実践に関する先行研究を検討した出岡は、そうした危険性を危惧する指摘は見当たらなかったとしつつ、とりわけ後者の問題（自治体当局の主導性）については、市当局側からの情報提供やレクチャーがむしろ市民による集団的な討議の質を高めるものとして、観察者たちから高い評価が与えられていると述べている。

## 2. アイディアのレベルからプロジェクトのレベルへ

このように見てくると、自由参加の原則に基づいて市民が集団的な討議に参加する局面が欠如しているという意向投票式水平モデルの参加型予算が抱える問題点を克服するためには、民衆集会式のそれと同じように、一連のプロセスに民衆集会を組み込んでいくことが、望まれる措置といえるかも知れない。しかし、現実にはそれほど単純ではない。というのも、レンヌ市で実施されている参加型予算では、一旦市民たちから使途案が提出されてしまうと、提案者間の公平性の観点や投票者が選択する際の混乱を避けるという観点から、個々の使途案の内容を調整することが困難になってしまうという問題があり、オンライン上に置かれた「市民工房」のサイト（参加型予算のページ）に討論の場を設定して、提案者が自らのプロジェクトの優位点を説明したり、逆に市民たちが質問したりすることはあっても、

結局、集団的な討議を通じて提案者が自らの考えを修正し、提案したプロジェクトの内容を柔軟に調整することは難しいからである。

ともあれ、レンヌ市における今回の参加型予算から実施されている2つの措置（4か月間にわたる「共同構築」段階の設定と「アイデア・マーケット」の開催）には、上記の問題点を克服していこうとする問題意識が確認される。

## IV むすび

### (1) 本稿のまとめ

以上のように本稿では、フランスの都市自治体における参加型予算の近年の動向を、とりわけ2020年コミューン議会選挙後のレンヌ市におけるその実践を事例として取り上げ、検討してきた。

まず第Ⅱ節では、2020年コミューン議会選挙の結果を全国のレベルで検討し、「緑の波 (une vague verte)」と評された環境保護派の躍進が、この選挙の最大の特徴であることを確認した。また、こうした環境保護派の伸張はレンヌ市でもその一端が確認できるとして、この選挙で再選された同市のアペレ市政にEELVが連立政党として加わった経緯を明らかにするとともに、このエコロジー政党が2020年コミューン議会選挙（レンヌ市）に向けた政策として、参加型予算の拡充を含む、地域民主主義や市民参加の強化に取り組むとしていたこと、そして、同党所属の担当助役がレンヌ憲章（2015年版および2021年改定版）の策定を主導したことを明らかにした。

次いで第Ⅲ節では、レンヌ市における直近の参加型予算がどのように実施されたのかを、2021年改定版のレンヌ憲章や同市の公式サイト（「市民工房」のサイトの参加型予算のページ）を参照しながら、明らかにした。

### (2) 残された検討課題—子ども向け参加型予算の試みについて—

レンヌ市としては第6回となる2022-2023年の参加型予算では、これまでの5回の実施を通じて見えてきた課題や問題点を踏まえ、様々な制度の修正がおこなわれている。そうしたなかで、最も目を引く改革は、従来の参加型予算（一般向け）に加えて、子ども向け参加型予算を市内のある一つの住区で試行的に実施したことであろう。試行実施された子ども向け参

加型予算には、ブレキニー住区の子どもたち900名が参加し、配分された5万ユーロの用途について、プロジェクト（合計10件）を提案し、投票を通じて最終候補（2件）を決定した。

参加型予算への参加を通じて、子どもたちが政策決定の仕組みを実践的に学ぶ機会を提供すること。アペレ市政によれば、これがこの新しい取り組みの目的であるとされる<sup>41)</sup>。今後、この取り組みを続けていくなかで、この市民参加制度に新たな意義や効用が発見されるのであろうか。未成年に対する民主主義教育の観点からみると、こうした点が今後の検討課題となるであろう。

また、今回は「子ども（未成年者）」という住民カテゴリーに参加メンバーを限定した実施となったが、それ以外の住民カテゴリーに限定した参加型予算が今後開発されていくのであろうか。参加型予算という市民参加制度が、参加メンバーを限定しない「民衆集会」の一部であるとするならば、参加を非有権者である未成年に限定している子ども向け参加型予算は、非常に興味深い取り組みであるといえる。他方で、参加メンバーがフランスの重要な憲法原理である普遍主義的平等原則に抵触するような文化的・生物学的カテゴリーに限定される場合、今度はフランスの共和主義モデルという「制約」に直面することになる。

自治体予算の一部の用途について、普通選挙に基づく政治的正統性を有しない一般市民がその決定に参加できる点、ここにわれわれは市民参加制度としての参加型予算の一般的な特徴を見出すことができる。同時に世界の都市自治体で実施されている参加型予算には、その実情に応じた修正が図られたり、それぞれの自治体が置かれている政治的・経済的・社会的諸条件が反映されていたりするのであれば、その実証研究もおのずとそれぞれの自治体を対象とした調査研究を必要とするであろう。

今後に残された検討課題を以上のように整理して、本稿を閉じることにする。

※本稿は、2022–2024年度科学研究費補助金・基盤研究(C)（一般）「フランス諸都市の都市内分権組織を通じた抽選民主主義と参加型予算の実践に関する研究」[JSPS 科研費22K01332]による研究成果の一部である。

## 注

- 1) サントメール、ハーズバーク、アレグレッティらの「国境横断的研究」(2014年公開の報告書)によれば、世界の自治体(ラテンアメリカ、ヨーロッパ、北米、アフリカ、アジア・オセアニア)による実施件数は全体で1,269~2,778件と推計されるという。Yves SINTOMER, Carsten HERZBERG, et Giovanni ALLEGRETTI, en coll. avec Anja RÖCKE, *Les budgets participatifs dans le monde. Une étude transnationale*, Engagement Global, Serie Dialog Global n°25, 2014, pp. 10-12.
- 2) 出岡直也「第7章 参加型予算(ブラジル, ポルト・アレグレ市)―大規模政治体における民衆集会的政治の可能性―」、篠原一編著『討議デモクラシーの挑戦―ミニ・パブリックスが拓く新しい政治―』(岩波書店、2012年)、158頁参照。
- 3) 同前。
- 4) フランスのコミュンは、日本の市町村に相当するが、日本のような人口規模等に基づく市町村の制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユの3大都市に適用される特別制度を除く)。2022年1月1日現在、本土と海外県を合わせたコムン数は34,955(フランス内務省資料)。
- 5) Yves SINTOMER, Carsten HERZBERG et Anja RÖCKE, *Les budgets participatifs en Europe : Des services publics au service du public*, La Découverte, 2008, pp. 122-125.
- 6) フランスの基礎自治体であり、憲法上地方公共団体の地位を有するコムンには、その公選議会であるコムン議会(*conseil municipal*)が設置され、6年に1度、全国一斉の改選がおこなわれる。直近の改選は2020年(3月と6月)であり、2014年のコムン議会選挙以降参加型予算に取り組んできた都市自治体の市政が再選され、その取り組みが継続している。
- 7) Messaoud SAOUDI, « Les budgets participatifs d'investissement : un dispositif politique et/ou un dispositif citoyen », *Gestion & Finances Publiques*, vol. 3, no. 3, 2019, pp. 28-31.
- 8) グルノーブル市における参加型予算に関しては、2017年から2018年にかけて実施されたそれに関するボリス・コリチェフの調査研究がある。Boris KOLYTCHEFF, « Le budget participatif grenoblois », *Gestion & Finances Publiques*, vol. 5, no. 5, 2017, pp. 63-66.
- 9) « Budget participatif dans les villes : un succès en demi-teinte », par Julia BLANCHETON, *Le figaro.fr*, le 28/08/2016.  
<http://www.lefigaro.fr/conjoncture/2016/08/27/20002-20160827ARTFIG00011->



budget-participatif-un-succes-en-demi-teinte.php

- 10) Yves BROUSSOLLE, « Les budgets participatifs », *Gestion & Finances Publiques*, vol. 3, no. 3, 2019, p. 34.
- 11) フランスの都市自治体における参加型予算が有する特質に関する、こうした整理・分析に関しては、次の2つの論考を参照（同一の雑誌に掲載）。Éric PORTAL, « Les budgets participatifs locaux : un outil de participation citoyenne en développement mais aussi en trompe-l'œil ? » *Revue Française de Finances Publiques* n° 153 — Février 2021, *Contrôle fiscal des entreprises : Quelles évolutions ? Quels nouveaux enjeux ?*, 2 mars 2021, p. 241. Émilien GOGUEL-MAZET, « Réflexions sur le cadre juridique du budget participatif », *RFFP* n° 153, 2021, p. 259.
- 12) Yves BROUSSOLLE, *op. cit.*, 2019, p. 37.
- 13) Marie-Hélène BACQUÉ, Henri REY et Yves SINTOMER (dir.), *Gestion de proximité et démocratie participative : Une perspective comparative*, La Découverte, 2005, pp. 293–299.
- 14) フランスの住区評議会制とは、「近隣民主主義に関する2002年2月27日の法律（Loi du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité）」（以下、近隣民主主義法）が人口8万人以上のすべてのコミューンに対し、都市内分権組織としての住区評議会（conseil de quartier）を設置するよう義務づけた、同国の市民参加制度の一つである。この条件に該当するコミューンの議会は、市内をくまなく住区（quartier）に区画した上で、それぞれに住区評議会を設置しなければならない。当該制度については、拙著『市民社会を鍛える政治の模索—フランスの「近隣民主主義」と住区評議会制—』（御茶の水書房、2015年）を参照。
- 15) より正確には人口22万2,485人（2023年現在）。*Les collectivités locales en chiffres 2023*.（2023年9月10日閲覧）  
<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/collectivites-locales-chiffres-2023>  
フランス政府地方自治体関係部局ポータルサイト <http://www.collectivites-locales.gouv.fr/>
- 16) RENNES Ville et Métropole, La fabrique citoyenne, « La charte rennaise de la démocratie locale ».（2023年8月14日閲覧）  
<https://fabriquecitoyenne.fr/pages/la-charte-rennais-de-la-democratie-locale>  
なお、レンヌ憲章（2021年改定版）の詳細については、筆者が日本語訳をつけた【資料・翻訳】『『デモクラシーを民主化する』フランスの都市自治体における市政刷新の試み—『地域民主主義と市民参加に関するレンヌ憲章』（2021年改定版）—』『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』（国際文化専攻編）、第25号、2024年3月もあわせて参照。
- 17) レンヌ市公式サイト「市民工房（La fabrique citoyenne）」のポータルサイト

<https://fabriquecitoyenne.fr/>

- 18) La saison 6 (2022–2023) du Budget Participatif de la Ville de Rennes.
- 19) なお紙幅の関係から、本稿では同国の参加型予算に関する先行研究について整理・考察することができない。2014年のコミューン議会選挙以降、同国の都市自治体における参加型予算のなかで「意向投票式水平モデル」が拡大した背景と残された課題について、先行研究の検討を通して整理した次の拙稿もあわせて参照されたい。【研究ノート】「フランス参加型予算研究の動向—意向投票式水平モデルの発展とその背景および課題の分析—」『金城学院大学論集』（社会科学編）、第20巻2号、2024年3月。
- 20) これに対し、人口1,000名未満のコミューンでは、有権者は各党派の候補者リストではなく、立候補した候補者個人に投票する多数代表連記2回投票制で実施される。なお、パリ・リヨン・マルセイユの3大都市については、各陣営が市長候補を明示した候補者リストを各区議会の選挙に提出し、人口1,000人以上のコミューンと同一の枠組みで投票を実施した上で、市議会議員を兼務する各区議会の上位当選者を陣営毎に集計し、市議会内の多数派をとった陣営の市長候補者を市長に選出する。
- 21) Covid-19の感染危機下で実施された同選挙の結果等については、拙稿「フランスの2020年コミューン議会選挙と『新コミューン』制度—シェルブール＝アン＝コタンタン市の事例—」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』第53号、2021年3月を参照。
- 22) Vie-publique.fr, « Municipales 2020 : les candidats du 1<sup>er</sup> tour ». (2023年5月23日閲覧)  
<https://www.vie-publique.fr/en-bref/273655-municipales-2020-la-liste-des-candidats-au-1er-tour>
- 23) 2020年コミューン議会選挙の結果については、日本経済新聞「仏地方選、パリなどで与党敗北 マクロン政権に逆風」(2020年6月29日)を参照した。(2023年5月28日閲覧)  
[https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60908860Z20C20A6EAF000/?n\\_cid=DSREA001](https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60908860Z20C20A6EAF000/?n_cid=DSREA001)
- 24) Le Télégramme, « Résultats des élections municipales 2020 de Rennes » (2023年9月15日閲覧)  
<https://elections.letelegramme.fr/resultats-municipales-2020-bretagne/ille-et-vilaine-35/rennes/?p=tour1>
- 25) フランス革命期の「1790年8月20日法」までさかのぼるといわれるフランスの市町村合併政策は結局首尾よく進むことのないまま、コミューンの総数は近年まで36,500あまりで推移し、弱小コミューンの体力強化は、むしろ自治体間協力を通じて模索された。すなわち、ドゴール (Charles de

- GAULLE) 政権下において制定された「大都市共同体に関する1966年12月31日の法律 (Loi n° 66-1069 du 31 décembre 1966 relative aux communautés urbaines)」に基づき、諸都市を中心とする「大都市共同体」が設立され、こうした組織は一般に「独自税源を有するコミューン間協力型広域行政組織 (Établissement Public de Coopération Intercommunale à fiscalité propre)」(以下、EPCI と表記) と呼ばれる。レンヌ市を中心とする都市圏では、1970年の「レンヌ都市圏広域都市区」から始まり、2000年からは「レンヌ・メトロポール都市圏共同体」、そして2015年からは「レンヌ・メトロポール」へと移行している。
- 26) モンテーニュ研究所 (Institut Montaigne) の2020年コミューン議会選挙 (レンヌ市) に向けた候補者の政策を比較するためのサイト (2024年2月2日閲覧)  
<https://www.institutmontaigne.org/municipales-2020/rennes/nathalie-appere>  
<https://www.institutmontaigne.org/municipales-2020/rennes/matthieu-theurier>
- 27) 集団的知性とは、より多くの参加者による集団討議を通じて、より適切な解決策などの結論を導き出そうという理念を示す概念である。元来経営学や情報コミュニケーション学、社会心理学の諸分野で議論される概念でもあり、参加メンバー間での相互作用 (集団的な検討作業等) を通じて、与えられた状況や文脈を適切に把握し、適切な決定を下すことが期待される、いわば一つのプロセスと考えられている。Olfa GRÉSELLE-ZAÏBET. « Vers l'intelligence collective des équipes de travail : une étude de cas », *Management & Avenir*, vol. 14, no. 4, 2007, pp. 41–59. を参照。
- 28) ここでいう expertise は、「生活知 (expertise d'usage)」のことを指していると理解される。生活知とは、専門家としての知識を持ちあわせない都市住民ならではの生活上の知識や知恵のことである。
- 29) 2023年8月31日にレンヌ市役所内で実施した同市地域民主主義担当助役および担当職員へのインタビューより。
- 30) レンヌ憲章 (2015年版) および同市の第1回参加型予算の概要については、拙稿「フランスの都市自治体における参加型予算の実践—レンヌ市における地域民主主義改革 (2014–15年) の事例—」『愛知県立大学外国語学部紀要 (地域研究・国際学編)』第48号、2016年3月を参照。
- 31) フランスでは普遍主義的平等主義を掲げる憲法上の制約から、移民・外国人を対象とした支援措置をとることが困難であるため、主として全国の都市郊外に広がる、治安や貧困などの問題を抱えた地域を優先地区に指定し、都市政策と呼ばれる都市再生をめざした活性化政策が実施されている。
- 32) 後述のように、レンヌ市で実施されている子ども向け参加型予算も、参加できる者の範囲に制限を加えているのみで、これまで同市で実施されてきた

- 参加型予算の枠組みから逸脱しているわけではない。このことを踏まえ、これ以降の行論では、一般向けと子ども向けで区別する必要が生じた場合に限り、その旨を記載する。
- 33) 上述の都市政策優先地区における施策について評価等を実施するための組織として、「都市と都市的結束のためのプログラムに関する2014年2月21日の法律 (Loi n° 2014-173 du 21 février 2014 de programmation pour la ville et la cohésion urbaine)」により規定され、その定めに従い該当するコミューンは、この市民評議会を設置することになる。
- 34) 上述の近隣民主主義法 (2002年) は、コミューンがその圏域の全部または一部に関する自治体のすべての利益問題について審議するための諮問委員会の設置を認めている。レンヌ市では、市長の提案により、同市議会がその任期中における同委員会の構成を決定し、市議会のメンバーのなかから委員長を任命するとともに、その他のメンバーとしては、市議、地元アソシエーション、職能代表、住民、都市ユーザーを招集し、各分野の施策に関連する活動の定義と実施に参加させることになっている。
- 35) レンヌ市公式サイト「市民工房 (La fabrique citoyenne)」のページ (参加型予算) (2023年9月13日閲覧)  
<https://fabriquecitoyenne.fr/projects?type=4>  
以下、本稿における同市の第6回参加型予算に関する情報は、このサイトを参照したものである。
- 36) レンヌ市地域民主主義担当助役・担当職員へのインタビューより (2023年8月31日)。
- 37) レンヌ市公式サイト「市民工房 (La fabrique citoyenne)」のページ (参加型予算)
- 38) レンヌ市地域民主主義担当助役・担当職員へのインタビューより (2023年8月31日)。
- 39) レンヌ市地域民主主義担当助役・担当職員へのインタビューより (2023年8月31日)。
- 40) 出岡直也、2012年、158-159頁および163-165頁。
- 41) レンヌ市地域民主主義担当助役・担当職員へのインタビューより (2023年8月31日)。